

青森県報

号外第二十二号

平成三十一年
三月二十二日
(金曜日)

目次

規 則

- 青森県興行場規則の一部を改正する規則……………(保健衛生課) ……一
 - 青森県水道法施行条例に規定する専用水道の水道技術管理者に係る資格を定める規則の一部を改正する規則……………(同) ……二
 - 青森県獣医師修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則……………(同) ……二
 - 青森県営土地改良事業分担金等徴収条例施行規則の一部を改正する規則……………(農村整備課) ……二
 - 青森県工業用水道事業条例施行規則の一部を改正する規則……………(整備企画課) ……四
 - 青森県港湾管理条例施行規則の一部を改正する規則……………(港湾空港課) ……四
 - 青森空港条例施行規則の一部を改正する規則……………(同) ……六
 - 青森県営住宅規則の一部を改正する規則……………(建築住宅課) ……六
 - 青森県特定公共賃貸住宅規則の一部を改正する規則……………(同) ……七
- 訓 令
- 青森県職員服務規程の一部を改正する訓令……………(人事課) ……七
- 教育委員会
- 青森県教育委員会事務局の組織等に関する規則及び青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則……………(職員福利課) ……七

規 則

青森県興行場規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第十号

青森県興行場規則の一部を改正する規則

青森県興行場規則(昭和五十九年九月青森県規則第五十一号)の一部を次のように改正する。

第一号様式中「青森県収入証紙ちよう付」を「青森県収入証紙貼付」に改め、同様の別紙中「コンクリートプロック造」を「コンクリートプロック造」に、「いす」を「椅子」に、

客 席 部	喫 煙 場 所	便 所
中央管理方式 その他	中央管理方式 その他	中央管理方式 その他

客 席 部	便 所
中央管理方式 その他	中央管理方式 その他

喫煙場所	防虫設備	防臭 ^き 設備	ごみ落下防止構造	泥よけ	くず入れ	清掃用具保管設備
箇所	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	箇所

防虫設備	防蟻 ^あ 設備	ごみ落下防止構造	泥よけ	くず入れ	清掃用具保管設備
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	箇所

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

青森県水道法施行条例に規定する専用水道の水道技術管理者に係る資格を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第十一号

青森県水道法施行条例に規定する専用水道の水道技術管理者に係る資格を定める規則の一部を改正する規則

青森県水道法施行条例に規定する専用水道の水道技術管理者に係る資格を定める規則（平成二十四年三月青森県規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第一項第二号中「卒業した後」の下に「（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）」を、「同項第三号に規定する学校を卒業した者」の下に「（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）」を加え、同項第三号中「卒業者」の下に「又は修了者」を加え、同項第四号中「又は水道環境」を削る。

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

青森県獣医師修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第十二号

青森県獣医師修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

青森県獣医師修学資金貸与条例施行規則（平成四年三月青森県規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「同項第一号」を「同項（同項第一号に該当する場合に限る。）」に改め、「第九条第一項」の下に「若しくは第二項（同号に該当する場合に限る。）」を加え、同条第二項中「第九条第二項」を「第九条第三項」に改める。

第四号様式中「第9条第2項」の次に、「第9条第3項」を加え、

「貸 与 額」を「甲」を「乙（うち返還済額）」に改める。

第五号様式中「一」を削る。

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

青森県営土地改良事業分担金等徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第十三号

青森県営土地改良事業分担金等徴収条例施行規則の一部を改正する規則

青森県営土地改良事業分担金等徴収条例施行規則（昭和三十六年十二月青森県規則第百三号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「第六条第一項」の下に「及び第四項第一号イ」を加え、同条第二項中「第六条第二項」を「第六条第一項ただし書」に、「の一」を「のいずれか」に改め、同項第一号及び第二号を次のように改める。

- 一 当該土地を土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十六条第一項の規定による告示（他の法律の規定による告示又は公告で同項の規定による告示とみなされるものを含む。）に係る事業の用に供した場合
- 二 当該土地を農業を営む者の農業経営上必要な施設の用に供した場合であつて、特別徴収金を徴収しないことが相当であると知事が認めたとき。

第六条第三項中「第六条第一項」の下に「若しくは第四項」を加え、「同条第三項」を「同条第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を

加える。

3 条例第六条第四項において準用する同条第一項ただし書の規則で定める場合については、前項の規定を準用する。この場合において、同項第一号中「当該土地」とあるのは「当該事業施行地域内農用地（条例第六条第四項第一号に規定する事業施行地域内農用地をいう。以下この項において同じ。）」と、同項第二号中「土地」とあるのは「事業施行地域内農用地」と、同項第三号中「当該土地」とあるのは「当該事業施行地域内農用地」と、「第六条第一項」とあるのは「第六条第四項第一号イ」と読み替えるものとする。
第六号様式を次のように改める。

第6号様式（第6条関係）

その1 条例第6条第1項又は同条第2項において準用する条例第2条第2項の規定により徴収する場合

第 年 月 日 号

(被徴収者) 殿

青森県知事



県営土地改良事業特別徴収金決定通知書

地区 事業の施行地域内の土地を目的外用途に供した（の土地につき目的外用途に供するため所有権の移転等をした）ことに伴う特別徴収金（に相当する額の金銭）の額を次のとおり決定したので、青森県県営土地改良事業分担金等徴収条例施行規則第6条第4項の規定により通知します。

1 特別徴収金（に相当する額の金銭） ¥

この特別徴収金（金銭）は、青森県県営土地改良事業分担金等徴収条例第6条第1項（第2項において準用する同条例第2条第2項）の規定により徴収される特別徴収金（金銭）です。

2 目的外用途に供した（に供するため所有権の移転等をした）土地

所 在 地	面 積	摘 要
	m ²	

3 この特別徴収金（金銭）は、別に発行する納入通知書に定める納付期限までに納付してください。

4 この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して30日以内に、青森県知事に対して審査請求をすることができます。

処分の取消しの訴えは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、県を被告として（知事が被告の代表者となります。）、提起することができます。ただし、処分があつたことを知つた日の翌日から起算して30日以内に審査請求を行った場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければならないこととされています。

注 1 2の表の摘要欄には、目的外用途に供するため所有権の移転等をした場合にその種類を記入すること。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

その2 条例第6条第4項の規定により徴収する場合

第 年 月 日 号

(被徴収者) 殿

青森県知事



県営土地改良事業特別徴収金決定通知書

地区 事業に係る事業施行地域内農用地につき青森県県営土地改良事業分担金等

徴収条例第6条第4項第1号イ(第1号ロ、第1号ハ、第2号イ、第2号ロ)の規定に該当したことに伴う特別徴収金の額を次のとおり決定したので、青森県県営土地改良事業分担金等徴収条例施行規則第6条第4項の規定により通知します。

1 特別徴収金 千 円

この特別徴収金は、青森県県営土地改良事業分担金等徴収条例第6条第4項の規定により徴収される特別徴収金です。

2 青森県県営土地改良事業分担金等徴収条例第6条第4項第1号イ(第1号ロ、第1号ハ、第2号イ、第2号ロ)の規定に該当した事業施行地域内農用地

所 在 地	面 積	摘 要
	㎡	

3 この特別徴収金は、別に発行する納入通知書に定める納付期限までに納付してください。

4 この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して30日以内に、青森県知事に対して審査請求をすることができます。

処分の取消しの訴えは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、県を被告として(知事が被告の代表者となります。)、提起することができます。

ただし、処分があつたことを知つた日の翌日から起算して30日以内に審査請求を行った場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

注 1 2の表の摘要欄には、目的外用途に供するため所有権の移転等をした場合にその種類を記入すること。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

青森県工業用水道事業条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第十四号

青森県工業用水道事業条例施行規則の一部を改正する規則

青森県工業用水道事業条例施行規則(昭和四十一年四月青森県規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

第十四条各号中「百分の百八」を「百分の百十」に改める。

附 則

この規則は、平成三十一年十月一日から施行する。

青森県港湾管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第十五号

青森県港湾管理条例施行規則の一部を改正する規則

青森県港湾管理条例施行規則(平成十二年三月青森県規則第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第九号中「第九号様式」を「第十号様式」に改め、同号を同条第十号とし、

同条第八号中「第八号様式」を「第九号様式」に改め、同号を同条第九号とし、同条

第七号中「第七号様式」を「第八号様式」に改め、同号を同条第八号とし、同条第六

号中「第六号様式」を「第七号様式」に改め、同号を同条第七号とし、同条第五号中

「第五号様式」を「第六号様式」に改め、同号を同条第六号とし、同条第四号の次に

次の一号を加える。

五 待合所 待合所使用許可申請書(第五号様式)

第三条第一号中「第十号様式」を「第十一号様式」に改め、同条第二号中「第十一号様式」を「第十二号様式」に改め、同条第三号中「第十二号様式」を「第十三号様式」に改める。

第五条第一項中「上屋」の下に「、待合所」を加え、同条第三項中「第十三号様式」を「第十四号様式」に改め、同条第四項中「第十四号様式」を「第十五号様式」に改める。

第六条第二項中「第十五号様式」を「第十六号様式」に改め、同条第三項中「第十六号様式」を「第十七号様式」に改める。

第十六号様式を第十七号様式とし、第五号様式から第十五号様式までを一様式ずつ繰り下げ、第四号様式の次に次の一様式を加える。

第5号様式(第2条関係)

年 月 日

青森県知事 殿

申請人

住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)
氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) ㊟

待 合 所 使 用 許 可 申 請 書

下記により青森港の待合所を使用したいので、青森県港湾管理条例第3条の規定による許可の申請をします。

記

使用の場所	ターミナルホール ・ ケルカムホール
使用の目的	
使用期間	年 月 日 時 分から 時 まで 時間
連絡先	(電話番号)

注1 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

附 則

この規則は、平成三十一年四月二十二日から施行する。

青森空港条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第十六号

青森空港条例施行規則の一部を改正する規則

青森空港条例施行規則（昭和三十九年十月青森県規則第九十四号）の一部を次のように改正する。

第十条中「後納」を「前納又は後納」に改める。

第十一条中「第二十条」を「第二十一条」に改める。

附則第二項の表第一号中「平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日」に改める。

第七号様式の（裏）中「第21条」を「第22条」に改める。

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第十条及び第十一条の改正規定並びに第七号様式の改正規定は、同年十月一日から施行する。

青森県県営住宅規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第十七号

青森県県営住宅規則の一部を改正する規則

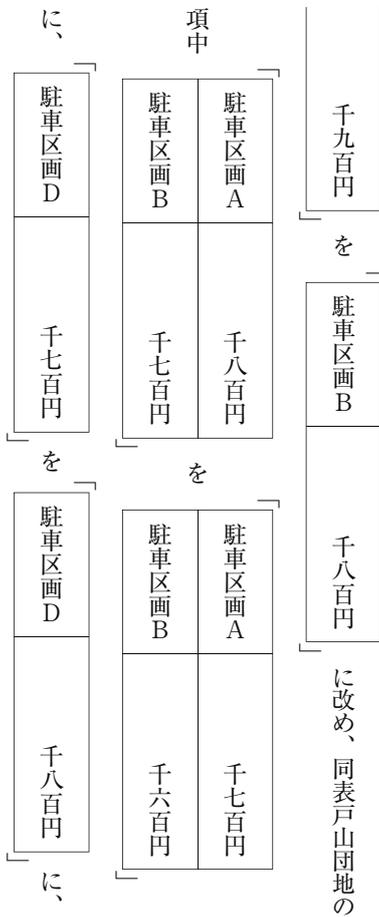
青森県県営住宅規則（昭和三十七年二月青森県規則第八号）の一部を次のように改正する。

別表第一ちとせ団地の項を削る。

別表第二野木和団地の項中「千八百円」を「千九百円」に、「千七百円」を「千八百円」に改め、同表幸畑団地の項中「千八百円」を「千七百円」に、「七百円」を「五百円」に、「千七百円」を「千六百円」に改め、同表桜川団地の項中「二千二百円」を「二千円」に、「二千円」を「千九百円」に改め、同表小柳団地の項中「二千四百円」を「二千三百円」に改め、同表平和台団地の項中「千七百円」を「千六百円」に、「千六百円」を「千五百円」に改め、同表南桜川団地の項中「千九百円」を「千八百円」に改め、同表戸山団地の項中「千九百円」を「千八百円」に改め、同表城西団地の項中「二千三百円」を「二千二百円」に改め、同表旭ヶ丘団地の項中「二千二百円」を「二千円」に改め、同表白銀台団地の項及び是川団地の項中「千七百円」を「千六百円」に改め、同表河原木団地の項中「二千三百円」を「二千二百円」に改め、同表白山台団地の項中「二千円」を「千九百円」に改め、同表ちとせ団地の項を削り、同表松島団地の項及び広田団地の項中「千五百円」を「千四百円」に改める。

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。



「千九百円」を「千八百円」に改め、同表ベイサイド柳川の項中「千九百円」を「千八百円」に改め、同表城西団地の項中「二千三百円」を「二千二百円」に改め、同表旭ヶ丘団地の項中「二千二百円」を「二千円」に改め、同表白銀台団地の項及び是川団地の項中「千七百円」を「千六百円」に改め、同表河原木団地の項中「二千三百円」を「二千二百円」に改め、同表白山台団地の項中「二千円」を「千九百円」に改め、同表ちとせ団地の項を削り、同表松島団地の項及び広田団地の項中「千五百円」を「千四百円」に改める。

青森県特定公共賃貸住宅規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第十八号

青森県特定公共賃貸住宅規則の一部を改正する規則

青森県特定公共賃貸住宅規則（平成九年七月青森県規則第七十四号）の一部を次のように改正する。

別表第二幸畑団地の項中「千八百円」を「千七百円」に、「七百円」を「五百円」に改め、同表南桜川団地の項中

駐車区画B	千九百円	を
駐車区画B	千八百円	に改める。

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

訓 令

青森県訓令甲第一号

序 中 一 般
各 出 先 機 関

青森県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十一年三月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県職員服務規程の一部を改正する訓令

青森県職員服務規程（昭和三十六年九月青森県訓令甲第二十九号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項第四号中「第八条の三第一項」を「第八条の四第一項」に改める。

附 則

この訓令は、平成三十一年四月一日から施行する。

教 育 委 員 会

青森県教育委員会事務局の組織等に関する規則及び青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

青森県教育委員会

青森県教育委員会規則第三号

青森県教育委員会事務局の組織等に関する規則及び青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則

（青森県教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部改正）

第一条 青森県教育委員会事務局の組織等に関する規則（昭和三十二年四月青森県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「次の表の上欄に掲げる課」を「学校教育課」に、「当該下欄に掲げる室」を「特別支援教育推進室」に改め、同項の表を削る。

第九条の二第十三号を次のように改める。

十三 県総合運動公園（運動施設区域に限る。）及び新県総合運動公園に関すること。

第九条の二第十六号を削る。

第九条の三第八号及び第九号を削り、同条に次の一号を加える。

八 三内丸山遺跡センターに関すること。

第十六条の八第一項中「、スポーツ健康課国民スポーツ大会準備室及び文化財保護課三内丸山遺跡保存活用推進室」を削る。

(青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則の一部改正)

第二条 青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則(昭和三十二年一月青森県教育委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項第五号中「及び総合学校教育センター副所長」を「、総合学校教育センター副所長及び三内丸山遺跡センター所長」に改め、同項第二十三号中「審査請求」を「教育委員会の行う処分に対する審査請求」に改める。

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭